

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第65号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第66号 上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 令和6年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第69号 令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第70号 令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第71号 令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第72号 令和6年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第73号 令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第74号 令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第75号 令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第76号 令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第18 認定第 1号 令和5年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 2号 令和5年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第 3号 令和5年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第 4号 令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第22 報告第10号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報

告について

日程第 2 3 報告第 1 1 号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

日程第 2 4 報告第 1 2 号 上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 桑原 千知

1 番 北垣 洋 2 番 井手口隆光 3 番 木下 文宣

4 番 何川 誠 5 番 塩田 真一 6 番 嶋元 秀司

7 番 田中 辰夫 8 番 何川 雅彦 9 番 宮下 昌子

10 番 西本 輝幸 11 番 高橋 健 12 番 小西 涼司

15 番 田中 万里

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀江 隆臣 副市長 坂本 公生

教育長 岩崎 宏保 総務部長 濱崎 裕慈

市民生活部長 藤川 勝利 経済振興部長 本田 善生

建設部長 岩永 裕一 健康福祉部長 前方 正広

教育部長 赤瀬 耕作 水道局長 渡辺 政明

上天草総合病院事務長 山川 康興 総務課長 海崎 竜也

財政課長 中田 光治 会計管理者 山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 荒木 勝樹 局長補佐 山崎 大勝

主事 松原ちひろ 主事 松田俊太郎

開会 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、1番、北垣洋議員、2番、井手口隆光議員を会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

令和6年第4回上天草市議会定例会の運営等について、議会運営委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日9月2日は開会、提案理由説明。9月9日が議案質疑及び委員会付託となります。予算決算常任委員会は9月9日と17日の2日間、その他の常任委員会は9月10日、11日、12日の3日間開催します。一般質問は9月13日及び17日の2日間行います。9月20日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は17件。その内訳は、条例3件、補正予算9件、その他1件、認定4件、報告3件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月20日までの19日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和6年6月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（桑原 千知君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可いたします。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 行政報告の前に、令和6年台風10号への対応と被害状況について御報告申し上げます。

去る8月28日から30日にかけて、九州地方に接近、上陸をいたしました台風10号への対応と被害状況について御報告をいたします。

台風10号は、日本に上陸する台風としては史上最強クラスと言われ、その勢力と進路予想から、本市におきましても、一定程度の被害は想定されたため、28日午後5時に避難指示を発令し、避難所を開設するとともに、災害対策本部を設置し、防災及び災害対応に当たりました。

避難所の状況につきましては、ペット避難所を含め市内10か所に設置をした避難所において、29日のピーク時に255世帯、409人が避難をされております。

被害の状況につきましては、市内全域で停電が発生し、約2,600世帯で長時間にわたり停電をいたしました。今現在は全て復旧をしております。

暴風による主な被害としまして、市道、農道及び林道の多くの箇所倒木による車両の通行止めなどが発生をいたしました。現在も車両の通行に支障を来しているところがございますが、早急に復旧作業を進めてまいります。また、複数の市道及び農道において、老朽化したカーブミラーやガードレール等が破損をしております。今後、修繕を早急に行なってまいります。

大雨による主な被害といたしまして、市道下貫産床線の路肩及び林道東浦大作山線の法面において土砂崩れ等が発生をいたしました。今後、市道等の路肩の復旧及び土砂の撤去等を行ってまいります。

また、大矢野町上地区における土砂崩れにつきましては、家屋に土砂が流入をいたしました。幸いにも人的被害はございませんでした。

被災された方へ心からお見舞い申し上げますとともに、被災された方への支援を行ってまいります。今回の台風により、ただいま申し上げました被害が発生をいたしました。当初想定していたような被害とはならず、安堵しているところがございます。今後も台風シーズンが続くことか

ら、市民の皆様の安心安全のために努めてまいります。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

令和6年第4回市議会定例会の開催に当たりまして、6月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を御報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

防災につきましては、6月4日に、令和6年度第1回上天草市防災会議を開催し、熊本県地域防災計画の見直しを踏まえ、本市地域防災計画を改正いたしました。また、7月3日に、令和6年度上天草市自主防災組織研修会を開催し、人吉市の地域防災官に、令和2年7月豪雨における貴重な経験について御講演を頂きました。引き続き、関係機関と連携を深めながら、本市の防災体制の強化を図り、市民の安心安全に努めてまいります。

次に、企画政策部門でございます。

地方創生につきましては、今後の取組に若者の視点を反映させるべく、市職員、有識者、そして、上天草高校の生徒を交えた戦略検討チームを設置いたしました。この戦略検討チームによる会合を7月24日と8月9日に開催し、ここで整理した方向性をもとに、9月24日開催予定の市制施行20周年記念官民共創戦略ピッチにおいて、具体的な取組を取りまとめることとしております。

また、先般、市議会の御承認を頂き、ローカル10000プロジェクトや、デジタル田園都市国家構想交付金などで、藍の村観光株式会社のワーケーション施設リゾラザバード、株式会社マリーゴールドホールディングスのリゾートホテルTAYUTAへの財政支援を行いました。両施設はそれぞれ7月17日、9月1日にオープンをいたしました。これらの新たな施設の開業により、交流人口の拡大、農水産物の販路拡大や付加価値向上、雇用の場の創出など、さらなる地域経済の活性化につながるものと期待をしております。

次に、経済振興部門でございます。

観光事業につきましては、天草五橋祭が10月13日曜日に開催されることが決定をいたしました。多くの皆様に喜んで頂けるよう、実行委員会とともに準備を進めてまいります。

また、市内周遊と宿泊客の増加を目的に、観光ポイント事業ナナム上ノ上天草観光ポイントとポイントラリー事業巡ってお得！上天草ポイントラリーを、本年6月から10月までの開催期間で実施をしております。事業終了後は、収集した観光客の行動データを分析し、本市における観光周遊の課題整理や独自のマーケティング戦略の策定に活用してまいります。

農業分野におきましては、農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金の交付申請の受け付けを7月20日から開始しました。受付は、本年11月29日までとなっていますが、既に、前年度交付実績の半数を超える申請があつているところです。今後も、農業者が安定した農業経営を継続するための支援を取り組んでまいります。

次に、赤潮被害につきまして御報告いたします。

5月30日、八代海で今年度初となる赤潮警報が発令され、その後も、断続的に赤潮が発生を

いたしました。そのため、6月15日から、熊本県海水養殖漁業協同組合や地元養殖業者等が中心となり、赤潮の原因となる有害プランクトンの減少に効果がある改良型粘土の散布を実施しました。しかしながら、養殖業を営む市内4業者から、カンパチやシマアジなどの養殖魚合計約5万3,000尾の赤潮被害が報告をされました。7月22日に、熊本県海水養殖漁業協同組合から本市へ赤潮被害対策に関する要望書が提出をされ、本市においても、7月23日に、天草市、津奈木町、海水養殖漁業協同組合と連名で、熊本県知事及び熊本県議会に対し、赤潮被害の支援などを求める要望を行いました。今後は、熊本県をはじめ養殖業者並びに漁業等関係機関と連携を図りながら、養殖業者の経営安定及び水産物の安定的な供給が図られるよう取り組んでまいります。

次に、建設部門でございます。

熊本天草幹線道路の整備促進につきましては、5市1町で組織する熊本天草間幹線道路整備促進期成会の一員として、7月11日に、国土交通省九州地方整備局、熊本河川国道事務所並びに自由民主党熊本県支部連合会、公明党熊本県本部、7月30日に、国土交通大臣、財務局並びに熊本県選出の衆参国会議員に対して、事業進捗及び早期完成に向けた要望を行いました。引き続き、熊本天草幹線道路のさらなる事業進捗と早期完成を目指し、要望活動に取り組むとともに、必要な支援を行ってまいります。

次に、市民生活部門でございます。

環境保全の取組につきましては、地域の環境美化を目的に、毎年6月第1日曜日に環境の日一斉清掃を実施しており、今年度は174行政区、6,826人に参加を頂きました。引き続き、地域住民との協働による美しい上天草市を目指す取組を推進してまいります。

窓口サービスの向上につきましては、マイナンバーカードを利用して各種証明書が取得できる多機能端末機を、大矢野庁舎、松島庁舎及び姫戸、龍ヶ岳統括支所に設置し、7月16日から運用を開始しました。今後、庁舎等における多機能端末機の利用推進を図り、全国のコンビニエンスストア等による多機能端末機からの取得促進につなげてまいります。

地域振興の取組につきましては、8月15日に、夏夢音HIMEDO夏祭り花火大会を開催いたしました。市内事業者によるマルシェや露店に市内外から多くの来訪者があり、会場は大いに賑わいました。

次に、健康福祉部門でございます。

令和6年度非課税世帯給付金につきましては、7月26日から、1世帯当たり10万円の支給を開始し、8月23日現在、242世帯、2,420万円の支給を行っております。令和6年度均等割のみ課税世帯給付金につきましては、8月9日から、1世帯当たり10万円の支給を開始し、8月23日現在、161世帯、1,610万円の支給となっております。定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金につきましては、8月23日から支給を開始し、8月23日現在、1,584人、7,468万円の支給となっております。

令和6年度低所得の子育て世帯支援給付金（こども加算）につきましては、8月8日から、1

8歳以下の児童1人当たり5万円の支給を開始し、8月29日現在、28世帯、310万円の支給となっております。これらの支給につきましては、引き続き、円滑な給付に向け手続を進めてまいります。

子ども医療費の助成につきましては、現物給付の範囲を、8月1日診療分から、熊本県内医療機関等に拡大したところでございます。これにより、受給対象者の負担軽減とさらなる利便性の向上が見込まれます。

生活支援体制整備事業につきましては、高齢者の日常生活における困り事をボランティアでサポートするK a m i サポ隊員を養成する上天草市生活支援・介護予防サポーター養成講座を7月30日に開講しました。今後も、高齢者が住み慣れた地域で長く生活していくための支援を続けてまいります。

最後に、教育部門でございます。

学校現場のDX化の推進につきましては、教職員の校務の効率化を図るため、上天草市統合型校務支援システムの運用を開始したところでございます。これにより、教職員の働き方改革を推進するとともに、児童生徒に向き合う時間の充実を図り、児童生徒の学力向上につなげてまいります。

社会教育事業につきましては、7月27日に、令和6年度上天草市人権講演会及び青少年育成市民大会を松島総合センターアロマにおいて開催し、212人の方に御来場頂きました。人権をテーマにした講演について、参加者からは、内容が分かりやすかった。SNSの必要性と危険性を改めて認識できたなどの評価を頂いております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（桑原 千知君） これで、行政報告は終わりました。

-
- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 5 | 議案第 65号 | 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 66号 | 上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 67号 | 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 68号 | 令和6年度上天草市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第 69号 | 令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第 10 | 議案第 70号 | 令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 11 | 議案第 71号 | 令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 12 | 議案第 72号 | 令和6年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第 1 3 議案第 7 3 号 令和 6 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 4 号 令和 6 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 5 号 令和 6 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 6 号 令和 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 1 8 認定第 1 号 令和 5 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 2 号 令和 5 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 3 号 令和 5 年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 4 号 令和 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 5、議案第 6 5 号から、日程第 2 1、認定第 4 号までの以上 17 件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和 6 年第 4 回上天草市議会定例会に提案をいたします議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案 3 件、令和 6 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）などの予算議案 9 件、令和 5 年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなどの認定議案 4 件、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてのその他議案 1 件を提出しております。

議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、議案第 6 5 号及び議案第 6 6 号を、市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書 1 ページをお願いします。併せて説明資料 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 5 号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、個人番号カードを使用して、窓口で印鑑登録証明書を交付できるようにするとともに、個人番号カードや移動端末設備を使用し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等を交付する多機能端末機を庁舎等に設置する等のため、関係条例の規定の整備を行うものでございます。

主な内容といたしましては、本市では、窓口での印鑑登録証明書の交付申請に当たり、現在の条例では、必ず印鑑登録証が必要となっておりますが、印鑑登録者本人が申請する場合に限り、

印鑑登録証に代えて、個人番号カードを持って印鑑登録証明書の交付ができるよう関係規定の整備を行うものでございます。

また、現在、本市では、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている多機能端末機から各種証明書を取得できるサービスを行っており、さらなる市民の利便性の向上を目的として、庁舎等に多機能端末機の設置を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由としましては、個人番号カードを使用して窓口で印鑑登録証明書を交付できるようにするとともに、個人番号カード、または、移動端末設備を使用し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等を交付する多機能端末機を庁舎等に設置する等のため、関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続き、議案書3ページをお願いいたします。併せて説明資料5ページをお願いいたします。

議案第66号、上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、一般廃棄物の処理手数料であります市指定ごみ袋等の販売料金について、ごみの処分費用、収集運搬費用及びごみ袋の作成費用などの増加に伴い、住民サービスにおける受益者負担の適正化、ごみ排出量の削減及びリサイクル意識の高揚を図ることを目的に、処理手数料を改定する必要があるため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、可燃ごみの指定袋大及び小の販売料金につきましては、指定袋大は1袋につき20円から25円に、指定袋小は1袋につき16円から20円に、粗大ごみの粗大用シールにつきましては、1枚につき24円から100円に改定するものでございます。その他につきましては、所要の規定の整備を行うものでございます。参考までに、1セット当たり販売料金では、可燃ごみの指定袋大は20袋入りで400円から500円に、指定袋小は25袋入りで400円から500円に、粗大ごみの粗大用シールは5枚つづりで120円から500円への改定となります。なお、この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、ごみ処理費用の増加に伴う受益者負担の適正化を目的に、家庭系一般廃棄物の処理手数料の額を改定する等のため関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第67号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 議案書5ページをお願いいたします。併せて説明資料8ページをお願いいたします。

議案第67号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、条例に引用しております国民健康保険法第9条に規定されている被保険者証の返還を求める規定等が削られたことにより頂ずれが生じたため、関係規定を整備するものでございます。なお、この条例は、令和6年12月2日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第68号を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） よろしく願いいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第68号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

なお、100万以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ19億6,639万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を217億7,999万7,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費は、45（款）土木費、15（項）道路橋梁費、市道雀島1号線道路整備工事7,300万円を、令和7年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の補正は、まちづくり事業推進事業助成金ほか2件の債務負担行為の限度額を総額1,295万9,000円とするものでございます。これは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を債務負担行為として定めておくものでございます。

7ページをお願いいたします。

第4表、地方債の補正は、過疎対策事業債を1億5,690万円減額する一方、一般事業債を10億2,000万円増額するなど、起債限度額の合計を29億1,525万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

10（款）市税、10（項）市民税、10（目）個人は、国の定額減税措置に伴うもので、現年課税分の所得割8,175万円を減額するものでございます。

41（款）10（項）10（目）地方特例交付金は、令和6年度の交付額の決定に伴い、当初予算との差額8,866万9,000円を増額するものでございます。なお、定額減税減収補てん特例交付金としまして、8,667万4,000円が交付決定をされております。

45(款)10(項)10(目)地方交付税は、令和6年度の普通交付税の決定に伴い、当初予算額との差額2億6,051万2,000円を増額するものでございます。

55(款)分担金及び負担金、10(項)分担金は138万円の増額でございます。主なものとして、20(目)災害復旧費分担金が、農地等災害復旧事業受益者分担金108万円などを増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は1,519万円の増額でございます。主なものとして、10(目)総務費国庫補助金が、デジタル田園都市国家構想交付金144万円、先導的官民連携支援事業1,464万1,000円を減額する一方、重点支援交付金(一体支援枠・調整給付:事業費)2,165万円、官民連携による地域活性化のための基盤整備推進調査費補助金810万円などを増額するものでございます。

70(款)県支出金、10(項)県負担金、25(目)災害復旧費県負担金は、農地等災害復旧事業補助金360万3,000円を増額するものでございます。

70(款)県支出金、15(項)県補助金は1,259万3,000円の増額でございます。主なものとして、15(目)民生費県補助金が、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,086万円を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

50(目)災害復旧費県補助金が、単県治山(市町村営)(自然災害復旧)事業補助金200万円を増額するものでございます。

85(款)繰入金、10(項)特別会計繰入金、20(目)介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計において、前年度実績により各種繰入金の精算を行い、繰入れ超過となったことから、一般会計へ返金するため、186万9,000円を増額するものでございます。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金、130(目)森林環境譲与税基金繰入金は、林道施設単独災害復旧事業の財源として充てるため、190万円を増額するものでございます。

90(款)10(項)10(目)繰越金は、令和5年度決算剰余金8億7,710万7,000円を計上するものでございます。

13ページをお願いいたします。

95(款)諸収入、35(項)15(目)雑入は、南阿蘇村宿泊助成キャンペーン連携事業負担金100万円を増額するものでございます。

99(款)10(項)市債は、7億8,406万9,000円の増額でございます。内訳として、50(目)災害復旧事業債が、現年発生農地等災害復旧事業440万円を増額するものでございます。55(目)過疎対策事業債が、水産物供給基盤機能保全事業8,270万円、江樋戸港改修事業2,710万円、新ごみ処理施設建設事業8,140万円、単県海岸保全事業1,300万円、上天草港海岸メンテナンス事業4,000万円、急傾斜地崩壊対策事業1,400万円などを減額する一方、県管理漁港改良事業100万円、一般農業農村整備事業650万円、市道維持事業9,300万円などを増額するもので

ございます。65（目）臨時財政対策債が2億463万1,000円を減額するものでございます。101（目）公共事業等債が、急傾斜地崩壊対策事業1,260万円、水産物供給基盤機能保全事業6,450万円、県管理海岸保全事業810万円、上天草港海岸メンテナンス事業3,600万円を増額するものでございます。103（目）一般事業債が、一般事業（地域総合整備資金貸付分）10億2,000万円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

15（款）総務費、10（項）総務管理費は2,452万6,000円の減額でございます。

16ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、45（目）企画費が、デジタルを活用した若者定住促進活性化事業委託料374万3,000円。

17ページをお願いいたします。

下宿施設改修補助金214万6,000円などを減額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

15（款）総務費、20（項）戸籍住民基本台帳費は213万7,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10（目）戸籍住民基本台帳費が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、戸籍の記載事項に氏名に加えてその振り仮名が追加されることになったことに伴う再通知及び変更届に係る郵便料金100万7,000円、通知作成・発送業務委託料441万9,000円、コールセンター業務委託料798万6,000円を増額するものでございます。

19ページをお願いいたします。

20（款）民生費、10（項）社会福祉費は3,887万8,000円を増額でございます。主なものといたしまして、10（目）社会福祉総務費が、調整給付金2,165万円などを増額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

25（目）老人福祉費が、上天草市介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,086万円を増額するものでございます。

20（款）民生費、15（項）児童福祉費は818万7,000円を増額でございます。

21ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、10（目）児童福祉総務費が、子どものための教育・保育給付交付金国庫交付金過年度分返還金338万9,000円、子ども・子育て支援交付金国庫交付金過年度分返還金169万4,000円などを増額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

20（款）民生費、20（項）生活保護費は157万7,000円を増額でございます。内容といたしまして、10（目）生活保護総務費が、令和6年10月1日から新たな就労支援給付金算定方法

に対応するための生活保護システム改修委託料148万5,000円などを増額するものでございます。

25(款)衛生費、10(項)保健衛生費は1,895万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目)保健衛生総務費が、令和5年度(令和4年度からの繰越分)新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金753万8,000円などを増額するものでございます。

23ページをお願いいたします。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は2,383万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、30(目)農地費が、損害賠償等請求事件訴訟弁護士報酬110万円、機械等使用料100万円、大矢野川整備工事1,200万円を増額するものでございます。40(目)施設管理費が、各排水機場修繕費880万9,000円を増額するものでございます。

24ページをお願いいたします。

35(款)農林水産業費、20(項)水産業費は、823万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20(目)漁港管理費が、漁港施設修繕費634万1,000円を増額するものでございます。25(目)漁港建設費が、県管理漁港事業負担金100万円を増額するものでございます。

40(款)10(項)商工費は10億2,719万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)商工振興費が、地域総合整備財団を經由して、リゾートホテル開発事業を実施する事業者へ貸付けを行うための地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)10億2,000万円を増額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

20(目)観光費が、姫戸白嶽森林公園ジップライン業務委託料308万7,000円を減額する一方、南阿蘇村宿泊助成キャンペーン連携事業業務委託料267万1,000円、南阿蘇村宿泊助成キャンペーン事業連携事業負担金100万円などを増額するものでございます。

45(款)土木費、10(項)土木管理費は322万5,000円の増額でございます。内容といたしまして、10(目)土木総務費が機械等使用料370万円を増額するものでございます。

45(款)土木費、15(項)道路橋りょう費は1億1,670万円の増額でございます。内容といたしまして、10(目)道路維持費が、機械等使用料770万円、市道雀島1号線道路整備工事7,300万円、上天草市管内市道区画線再設置工事1,600万円、市道大友線道路整備工事400万円を増額するものでございます。20(目)橋りょう維持費が、樋島大橋塗装設計業務委託料700万円、新田1号橋架替工事900万円を増額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

45(款)土木費、35(項)住宅費は、3,059万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)住宅建設費が、市営下桶川団地浄化槽改修工事3,009万5,000円を増額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

60(款)災害復旧費、10(項)農林水産施設災害復旧費は、1,717万3,000円の増額でござ

います。内訳といたしまして、15(目)農業用施設等災害復旧費が、機械等使用料125万4,000円、東満地区農地災害復旧工事458万4,000円、湯島地区農道災害復旧工事381万3,000円、維和千束地区農地災害復旧工事262万2,000円を増額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

20(目)林業施設等災害復旧費が、機械等使用料190万円を増額するものでございます。25(目)治山施設災害復旧費が、中東亀の迫地区治山災害復旧工事300万円を増額するものでございます。

70(款)諸支出金、20(項)基金費は6億8,051万3,000円を増額でございます。主なものといたしまして、10(目)財政調整基金費が、地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金積立金4億4,000万円を増額するものでございます。139(目)公共施設マネジメント基金費が、公共施設の解体費用に充てるため、公共施設マネジメント基金積立金2億4,000万円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第69号から議案第71号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(前方 正広君) 議案書7ページをお願いいたします。

議案第69号、令和6年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について御説明いたします。なお、人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書30ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ5億5,674万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億6,861万4,000円とするものでございます。

まず、歳入について御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

60(款)10(項)繰越金、10(目)前年度繰越金は、令和5年度決算余剰金5億5,674万円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

36ページをお願いいたします。

50(款)諸支出金、10(項)償還金及び還付加算金は1万円の増額でございます。内容といたしましては、25(目)国庫支出金返納金が出産育児一時金臨時補助金の令和5年度の事業費確定により、国への返還金を計上するものでございます。

55(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため5億5,653万5,000円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第70号、令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

なお、人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書37ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ678万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,413万3,000円とするものでございます。

まず、歳入について御説明いたします。

42ページをお願いいたします。

30（款）10（項）10（目）繰越金は、令和5年度決算余剰金678万1,000円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

20（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため、661万3,000円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書9ページをお願いいたします。

議案第71号、令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。こちら、人件費の補正につきましては説明を省略させていただきます。

予算書44ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3億2,462万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億1,696万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

49ページをお願いいたします。

20（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は2万7,000円を増額でございます。内容といた

しまして、31（目）地域支援事業交付金が、一般介護予防事業費の増額に伴い、国の負担割合により算出した2万7,000円を増額するものでございます。

25（款）10（項）支払基金交付金は2万9,000円を増額でございます。内容といたしまして、20（目）地域支援事業交付金が、一般介護予防事業費の増額に伴い、支払基金の負担割合により算出した2万9,000円を増額するものでございます。

30（款）県支出金、20（項）県補助金は1万3,000円を増額でございます。内容といたしまして、10（目）地域支援事業交付金が、一般介護予防事業費の増額に伴い、県の負担割合により算出した1万3,000円を増額するものでございます。

45（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金は1万3,000円を増額でございます。内容といたしまして、20（目）地域支援事業繰入金が、一般介護予防事業費の増額に伴い、市の負担割合により算出した1万3,000円を増額するものでございます。

50（款）10（項）10（目）繰越金は、令和5年度決算余剰金3億2,454万2,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

50ページをお願いいたします。

25（款）10（項）基金積立金は1億円の増額でございます。内容といたしまして、10（目）介護給付費準備基金積立金が、令和5年度の精算金を余剰金の範囲内で介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

35（款）諸支出金、10（項）償還金及び還付加算金は1億675万3,000円を増額でございます。内容といたしまして、15（目）償還金が、介護給付費及び地域支援事業の令和5年度の事業費確定により、国、県及び支払基金への返還金を計上するものでございます。

51ページをお願いいたします。

35（款）諸支出金、15（項）繰出金は、186万9,000円を増額でございます。内容といたしまして、10（目）一般会計繰出金が、介護給付費及び地域支援事業等の令和5年度の事業費確定により、介護保険特別会計から一般会計への繰出金を計上するものでございます。

45（款）地域支援事業費、10（項）介護予防・生活支援サービス事業費は14万6,000円を増額でございます。内容といたしまして、15（目）一般介護予防事業費が、貸切船の借上料の値上げ分による不足額10万6,000円を増額するものでございます。

50（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため、1億1,558万6,000円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第72号を、市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書10ページをお願いいたします。

議案第72号、令和6年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書52ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ428万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,857万8,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

25（款）10（項）10（目）繰越金は、令和5年度決算剰余金428万4,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

30（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため428万4,000円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第73号を、経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） よろしくをお願いいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第73号、令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書59ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,595万7,000円とするものでございます。

歳入につきまして御説明いたします。

64ページをお願いいたします。

20（款）10（項）10（目）繰越金は、令和5年度決算剰余金70万円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

65ページをお願いいたします。

50（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため70万円を増額するもの

でございます。

以上が、令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第74号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 議案書12ページをお願いいたします。

議案第74号、令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書66ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,341万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,392万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

30（款）10（項）10（目）繰越金は、令和5年度決算剰余金1,341万5,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

15（款）10（項）10（目）後期高齢者医療広域連合納付金は、令和5年度後期高齢者医療保険料等の負担金の確定に伴い、不足分を熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付するため、400万4,000円を増額するものでございます。

30（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため、941万1,000円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第75号を、総務部長。

○総務部長（瀨崎 裕慈君） 議案書13ページをお願いいたします。

議案第75号、令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書73ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ7,571万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,627万2,000円とする
ものでございます。

歳入について御説明いたします。

78ページをお願いいたします。

15(款)10(項)10(目)繰越金は、令和5年度決算剰余金7,569万8,000円を計上する
ものでございます。

20(款)諸収入、10(項)10(目)雑入は、令和5年度消費税確定申告に伴う消費税還
付金1万7,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

79ページをお願いいたします。

50(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、7,571万5,000円を増
額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ
り、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第76号を、病院事務部長。

○病院事務長(山川 康興君) よろしくをお願いいたします。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第76号、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第2号)について御
説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支
出の予定額をそれぞれ683万5,000円増額し、40億976万3,000円とするものでございます。

収入について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

1(款)病院事業収益、7(項)介護老人保健施設収益、1(目)施設療養収益683万5,000円
の増額は、介護報酬改定に伴う介護職員等処遇改善加算の増額が見込まれることから、当該収益
を増額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

1(款)病院事業費用、7(項)介護老人保健施設費用、1(目)給与費593万4,000円の増額
は、介護職員等処遇改善加算が増額したことにより、手当を増額するものでございます。11
(項)1(目)予備費90万1,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

1ページにお戻りください。第3条予算第8条に定めました経費の金額を593万4,000円増額し、

26億1,771万3,000円とするものでございます。

以上が、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第77号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 議案書15ページをお願いいたします。併せて説明資料9ページをお願いいたします。

議案第77号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、現行の被保険者証及び資格証明書が、令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴いまして、別表第2に規定している被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものでございます。なお、この規約は、令和6年12月2日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、認定第1号を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） 議案書16ページをお願いいたします。

認定第1号、令和5年度上天草市歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

内容につきまして、別冊の令和5年度上天草市一般会計特別会計歳入歳出決算書における会計別の歳入総額と歳出総額、歳入歳出差引き額、翌年度へ繰り越すべき財源及び実質収支額のそれぞれの欄を読み上げて御説明いたします。

最初に、一般会計でございます。

144ページをお願いいたします。

歳入総額235億2,964万4,640円、歳出総額222億2,963万3,952円、差引き額13億1万688円、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,290万3,019円、実質収支額8億7,710万7,669円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

160ページをお願いいたします。

歳入総額47億6,999万4,454円、歳出総額42億1,325万3,521円、差引き額5億5,674万933円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額5億5,674万933円でございます。

次に、診療所特別会計でございます。

169ページをお願いいたします。

歳入総額5,634万2,647円、歳出総額4,956万661円、差引き額678万1,986円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額678万1,986円でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。

188ページをお願いいたします。

歳入総額41億9,448万1,088円、歳出総額38億6,993万8,133円、差引き額約3億2,454万2,955円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3億2,454万2,955円でございます。

次に、斎場特別会計でございます。

196ページをお願いいたします。

歳入総額4,761万2,227円、歳出総額4,332万7,558円、差引き額428万4,669円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額428万4,669円でございます。

次に、天草四郎ミュージアム特別会計でございます。

205ページをお願いいたします。

歳入総額2,928万1,928円、歳出総額2,858万1,260円、差引き額70万668円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額70万668円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

214ページをお願いいたします。

歳入総額4億8,929万638円、歳出総額4億7,587万5,101円、差引き額1,341万5,537円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,341万5,537円でございます。

最後に、電気事業特別会計でございます。

221ページをお願いいたします。

歳入総額1億1,597万9,292円、歳出総額4,028万1,206円、差引き額7,569万8,086円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額7,569万8,086円でございます。

以上、認定第1号についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、認定第2号を、水道局長。

○水道局長（渡辺 政明君） よろしくをお願いいたします。

議案書17ページをお願いいたします。

認定第2号、令和5年度上天草市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

別冊の令和5年度上天草市水道事業会計決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。

第1款、水道事業収益は、予算額10億1,959万円に対しまして、決算額10億2,827万7,286円となり、868万7,286円の増額でございます。

内訳につきましては、10ページから11ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、支出でございます。

第1款、水道事業費用は、予算額10億1,959万円に対しまして、決算額8億7,949万2,688円となり、不用額は1億4,009万7,312円でございます。内訳につきましては、12ページから15ページに各項ごとに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款、資本的収入は、予算額1億8,010万5,000円に対しまして、決算額1億5,580万5,577円となり、2,429万9,423円の減額でございます。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出は、予算額7億5,105万6,000円に対しまして、決算額4億7,399万4,445円となり、不用額は2億7,706万1,555円でございます。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額3億1,818万8,868円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,991万465円及び過年度分損益勘定留保資金2億9,827万8,403円で補てんしております。

内訳につきましては、16ページから17ページに各項ごとに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

事業報告について説明いたします。

24ページをお願いいたします。

給水状況では、給水人口が前年度に比べて518人減の2万2,562人でございます。また、使用された年間給水量は、前年度に比べ1万5,536立方メートル増の219万7,804立方メートルでございます。

財政状況では、営業収益、営業外収益及び特別利益の合計9億5,421万4,163円から営業費用、営業外費用及び特別損失の支出額8億2,206万5,031円を差し引いた1億3,214万9,132円が当年度純利益となります。前年度繰越し剰余金1億9,858万6,065円と合わせて3億3,073万5,197円が当年度未処分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後に、翌年度繰越し剰余金は、5ページ記載の剰余金処分計算書のとおり、建設改良積立金から積立処分数額5,000万円を差し引いた残額2億8,073万5,197円でございます。

建設改良工事では、28ページから29ページに示すとおり、令和4年度からの繰越し工事として、寺尾地区配水管布設替工事ほか2件、令和5年度実施分として、大矢野町田端地区老朽管布設替工事ほか10件、合計1億6,659万4,241円を実施しております。また、機械及び装置等固定

資産購入費として、量水器 2, 1 5 8 個、471万1,256円ほか 6 件、1,515万256円を購入しております。内訳につきましては、30 ページを御覧ください。

以上、認定第 2 号についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、認定第 3 号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 議案書 1 8 ページをお願いいたします。

認定第 3 号、令和 5 年度上天草市下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

別冊の令和 5 年度上天草市下水道事業会計決算書の 1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。

第 1 款、下水道事業収益は、予算額 2 億 8,800 万 1,000 円に対しまして、決算額 2 億 8,692 万 321 円となり、108 万 679 円の減額でございます。

次に、支出でございます。

第 1 款、下水道事業費用は、予算額 2 億 5,620 万 6,000 円に対しまして、決算額 2 億 4,916 万 5,299 円となり、不用額は 704 万 701 円でございます。収益的収入及び支出についての詳細につきましては、決算書 1 0 ページから 1 3 ページに収益費用明細書を掲載しております。なお、決算報告書と収益費用明細書では、消費税及び地方消費税についての取扱いが異なるため、金額は一致しませんので、あらかじめ御了承ください。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入でございます。第 1 款、資本的収入は、予算額 2 億 32 万 5,000 円に対しまして、決算額 1 億 8,806 万 7,312 円となり、1,225 万 7,688 円の減額でございます。

次に、支出でございます。第 1 款、資本的支出は、予算額 3 億 4,256 万 9,000 円に対しまして、決算額 3 億 1,725 万 4,195 円となり、翌年度へ建設改良費 2,122 万 2,000 円を繰越しております。よって、不用額は 409 万 2,805 円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 2,918 万 6,883 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 1,389 万 4,770 円、当年度分損益勘定留保資金 7,371 万 73 円及び未処理分利益剰余金 4,158 万 2,040 円で補てんしております。なお、決算書 6 ページに剰余金処分計算書（案）を記載しております。資本的収支につきましては、1 4 ページから 1 5 ページに資本費用明細書を掲載しております。こちらも、収益費用明細書と同じく消費税の取扱いが異なるため、決算報告書の金額とは一致しません。

2 4 ページをお願いいたします。

事業報告について説明いたします。概況の総括事業のみの説明とさせていただきます。

営業では、処理区域内人口が前年度に比べ 8 0 人減の 4, 0 1 2 人でございます。また、年間処理水量は、前年度に比べて、8 万 8, 8 6 0 立方メートル減の 3 9 万 3, 5 7 2 立方メートル

でございます。財政状況では、経営収益及び経営外収益の合計2億7,871万5,727円（税抜）から、営業費用、営業外費用及び特別損失の合計2億4,284万6,083円（税抜）を差し引いた3,586万9,644円が当年度純利益となり、昨年度からの繰越利益剰余金5,294万808円と当年度純利益を合算した8,881万452円が当年度未処理分利益剰余金でございます。

翌年度繰越利益剰余金は、決算認定を受けた後、決算書6ページに記載の剰余金処分計算書（案）のとおり4,722万8,412円でございます。

25ページをお願いいたします。

令和5年度の建設改良工事については、柿の木マンホールポンプ改築工事、国道266号マンホール補修工事及び公共樹設置工事8件を実施しております。また、委託業務については、上天草市特定環境保全公共下水道合津終末処理場の水処理設備改築実施設計作成業務委託及び改築工事委託を実施しております。なお、改築工事委託については、令和4年度から令和5年度までの2か年で管理棟及び汚泥棟の改築を実施したもので、令和5年度は、令和4年度の前払分を差し引いた金額になります。

以上、認定第3号についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、認定第4号を、病院事務長。

○病院事務長（山川 康興君） よろしくをお願いいたします。

議案書19ページをお願いします。

認定第4号、令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

別冊の令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。第1款、病院事業収益予算額合計39億6,777万2,000円に対しまして、決算額39億6,096万8,230円でありました。予算に比べ決算の増減は680万3,770円の減少、うち消費税及び地方消費税額は2,466万35円となっております。決算額の内訳については、第1項から第10項までの記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款、病院事業費用、予算額合計39億6,777万2,000円に対しまして、決算額37億8,610万7,130円でありまして、不用額1億8,166万4,870円となっております。費用の決算額内訳については、第1項から第10項までの記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。第1款、資本的収入、予算額1億7,431万9,000円に対しまして、決算額1億5,859万5,000円で、予算に比べ決算は1,572万4,000円の減少となっております。収入の決算額の内訳といたしまして、第1項、企業債8,260万円、第2項、補助金772万6,000円、

第3項、出資金6,826万9,000円、第4項、固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出、予算額3億617万8,000円に対しまして、決算額3億185万7,279円ございまして、不用額432万721円となりました。うち消費税及び地方消費税額が956万7,062円となっております。

支出の決算額の内訳といたしまして、第1項、建設改良費1億523万7,672円、第2項、企業債償還金1億9,277万9,607円、第3項、投資384万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,326万2,279円は、当年度消費税資本的収支調整額956万7,062円、過年度損益勘定留保資金1億3,369万5,217円で補てんしております。

16ページをお願いいたします。

事業報告書の総括でございます。本文の6行目から説明させていただきます。

入院が外来患者数全体では、延べ16万7,799人で、前年度と比較して312人、0.2%の減少となり、総収入（税抜）では39億4,237万3,830円で、前年度と比較して1億3,156万8,530円、3.2%の減となりました。

一方、総費用（税抜）では38億402万8,461円で、前年度と比較して1,276万1,824円、0.3%の増となりました。この結果、令和5年度は、1億3,834万5,369円の純利益となりました。資本的収支につきましては、資本的収入が1億5,859万5,000円に対しまして、資本的支出3億185万7,279円で、1億4,326万2,279円の不足となりましたが、これにつきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金として補てんいたしました。以降、詳細につきましては、貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほど御覧頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、ページを戻りまして、15ページをお願いいたします。

令和5年度上天草市立上天草総合病院事業剰余金処分計算書（案）でございます。当年度の未処分利益剰余金が5,100万2,679円となり、次年度への繰越利益剰余金となります。

以上で、認定第4号についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） ここで、10分間休憩します。いいですか。そのまま行きますか。では、休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時34分

日程第22 報告第10号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第23 報告第11号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

日程第24 報告第12号 上天草さんぱーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第22、報告第10号及び日程第24、報告第12号を行います。執行部から、報告内容の説明を求めます。

まず、報告第10号を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） 議案書20ページをお願いいたします。

報告第10号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

まず、四つの財政指標からなる健全化判断比率についてでございます。

一般会計等の赤字の大きさの度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体の全会計の赤字の大きさの度合いを示す連結実質赤字比率については、赤字はなかったため、該当はございません。また、本市の財政規模に占める地方債の元利償還金の割合を示す実質公債費比率は、11.6%で前年度と同じでございます。本市の財政規模に対する地方債など、現在抱えている負債の大きさの割合を示す将来負担比率は該当はございません。

次に、地方公営企業の経営状況の悪化の度合いを示す資金不足比率については、全ての公営企業において資金不足はなかったため、該当はございません。

以上、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第11号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 議案書21ページをお願いいたします。併せて説明資料10ページをお願いいたします。

報告第11号、専決処分の報告について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第8号、工事請負の変更についてにつきましては、令和5年度から着手し、令和6年第3回上天草市議会定例会において、変更について議決された野釜大橋補修工事請負契約のうち、契約金額1億4,896万7,231円を1,274万3,864円増額しまして、1億6,171万1,095円に変更したものでございます。変更の主な内容につきましては、着手後の断面修復工において、鉄筋の著しい腐食によりコンクリートの研り圧の変更が生じたもの及び週休2日工事の適用により達成状況に応じた増額を行ったものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第12号を、経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） 議案書22ページをお願いいたします。

報告第12号、上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体が2分の1以上を出資する株式会社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出することとなっております。そのため、市が約7割を出資しております上天草さんばーる株式会社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日9月3日から9月8日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、9月9日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、9月3日の正午までに通告書提出をお願いいたします。一般質問される方は、9月4日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時39分